

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月5日（金）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）
  - ・井上国務大臣、三ッ林内閣府副大臣、高橋文部科学副大臣、江島経済産業副大臣、堀内環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・今井雅人君外1名（立民）提出の修正案について、提出者阿部知子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・原案及び修正案に対し、今井雅人君（立民）及び笠井亮君（共産）が討論を行いました。
  - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－立民 反対－自民、公明、共産、維新、国民）
  - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－立民、共産）
  - ・平将明君外3名（自民、立民、公明、国民）から提出された附帯決議案について、大河原雅子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立民、公明、国民 反対－共産、維新）  
（質疑者） 齊木武志君（立民）、阿部知子君（立民）、今井雅人君（立民）、西田昭二君（自民）、江田康幸君（公明）、笠井亮君（共産）、足立康史君（維新）、岸本周平君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 齊木武志君（立民）

- (1) 原子力発電所の新增設又は建て替えの想定の有無
- (2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「原発立地地域特措法」という。）第10条による地方税の不均一課税に伴う措置
  - ア 対象に新エネルギー産業を追加する必要性
  - イ 対象に新エネルギー産業を追加しない理由
- (3) 原発立地地域特措法の有効期限を踏まえると10年に一度しか議論の機会がないにもかかわらず、単純延長することの妥当性
- (4) 井上国務大臣と福井県敦賀市長との面会
  - ア 面会したことがあるかの確認
  - イ 過去に面会した際の井上国務大臣に対する要望内容
  - ウ バーチャルパワープラントによる自然エネルギーのマネジメントに関する要望の有無
- (5) 税の恩恵によるバーチャルパワープラントの誘致を行う必要性
- (6) 原子力発電施設等立地地域からの要望を踏まえ、本法律案を修正する必要性
- (7) カーボンニュートラル港湾に敦賀港を指定する必要性
- (8) 井上国務大臣が嶺南Eコースト計画を知っているかの確認
- (9) 税の恩恵により、原子力発電施設等立地地域で廃炉ビジネスを行うことを応援する必要性
- (10) 原子力産業を取り巻く状況が東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）により一変したことを原発立地地域特措法に書き込む必要性

## 阿部知子君（立民）

- (1) 原発立地地域特措法第1条に東日本大震災について規定しない理由
- (2) 「現時点では原発の新增設は想定していない」との答弁の「現時点」はいつまでを指すか及び当該

答弁の「新增設はしない」と本法律案の有効期限である10年との関係性

- (3) 原発立地地域特措法第3条における「設置されることが確実であるものを含む」の定義
- (4) 原発立地地域特措法第3条において「設置されることが確実であるものを含む」との規定を削除する必要性
- (5) 平成22年の原発立地地域特措法の有効期限延長後、新たに同法による指定が行われたかの確認
- (6) 井上国土大臣が平成12年から平成22年の間における原発立地会議の議事録を読んでいるかの確認
- (7) 原発立地会議が開催されないにもかかわらず新たな事業の着工ができる理由及び新たな事業の着工を決める組織
- (8) 過去10年における新たな立地指定等
- (9) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）内の土砂災害等の無い安全な場所に避難所等を造る場合において原発立地地域特措法に基づく支援を受けられるかの確認
- (10) 原発立地地域特措法における振興計画について、他の法令における振興計画及び防災計画も含め整合性をとらなければ真の防災対応にはならないとの考えに対する井上国土大臣の見解
- (11) 広域避難に対応する道路等の計画は原発立地会議において合意されて作る必要性
- (12) 原発立地地域特措法において振興だけでなく防災も関連付けて事業を行う必要性

#### 今井雅人君（立民）

- (1) 福島原発事故の教訓
  - ア 井上国土大臣の認識や政策における、福島原発事故を受けての変化
  - イ 原発政策は、原発を可能な限り低減していく方向へかじを切ったことの確認
  - ウ 原発立地地域特措法第1条の目的に福島原発事故に関する文言を追加することへの支障
  - エ 福島原発事故を教訓に原発との向き合い方を考え直す旨を原発立地地域特措法の目的に追加することへの支障
- (2) 再生可能エネルギーを含む新エネルギー
  - ア 再生可能エネルギーを含む新エネルギー政策は政府の重点政策であることの確認
  - イ 再生可能エネルギーを含む新エネルギー産業の地域活性化への寄与
  - ウ 福島新エネ社会構想の概要及び当該構想の策定理由
  - エ 福島新エネ社会構想における福島の選定理由は福島原発事故が要因であることの確認
  - オ 福島新エネ社会構想を全国の原発立地地域へ展開させることについての見解
  - カ 地域活性化に資する新エネルギーの活用を目指す福島新エネ社会構想の全国展開は、原発立地地域特措法の対象であるとの指摘に対する見解
  - キ 全国原子力発電所立地市町村議会議長会から提出された令和2年12月22日付けの『「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」延長にかかわる要望』に井上国土大臣が目を通したことの確認
  - ク キの要望書において、新電力関係事業を不均一課税の対象に加えることが要望されていることに応える必要性
  - ケ 原発立地地域特措法第10条における不均一課税の対象事業又は同法第10条の政令で定める事業として、新電力関係事業を追加する検討の可否
  - コ 欧州では原子力発電よりも再生可能エネルギーの方が低コストとなっている一方、日本では再生可能エネルギーの方が原子力発電よりも高コストのままである理由
- (3) 原発立地地域特措法における道路の整備は避難計画に基づく道路整備と一致していることの確認

#### 西田昭二君（自民）

- (1) 本法律案に対する井上国土大臣の決意

- (2) 原発立地地域特措法の重要性に鑑み、振興計画を公開して一般への情報提供を進める必要性
- (3) 新型コロナウイルス感染症を恐れて避難をちゅうちょする場合を踏まえて、3密を避ける避難所を設置する必要性
- (4) 道路整備など原発立地地域や住民の実情に即した対策を原発立地地域特措法により講ずる必要性
- (5) 安全性が確保された原子力発電所は速やかに再稼働する必要性
- (6) 本法律案において、原子力関連の人材確保や教育についても対策を講ずる必要性

#### 江田康幸君（公明）

- (1) 原発立地地域特措法を延長する必要性及び延長期間を10年とする理由並びに同法の目的達成に向けた井上国務大臣の決意
- (2) 原発立地地域特措法に基づく国の年間支援額及びその公表の有無並びに支援により得られた具体的な成果
- (3) 東日本大震災により原子力災害対策重点区域が拡大されたことを踏まえ、原発立地地域特措法に基づく支援対象となる立地地域を拡大する必要性
- (4) 停止中又は廃炉が決定した原子炉の周辺地域が原発立地地域特措法の支援対象になるか否かの確認
- (5) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた、原発立地地域特措法における避難所の整備の在り方
- (6) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略と原子力政策の進め方
- (7) 使用済燃料や放射性廃棄物の最終処分などバックエンドに関する諸課題への対応
- (8) 福島第一原発における廃炉汚染水、使用済み核燃料、燃料デブリ対策の進捗状況と今後の展望

#### 笠井亮君（共産）

- (1) 本法律案における法律の期限延長以外の見直しの有無
- (2) 福島原発事故の発生により、原発をめぐる情勢が前回の改正時とは根本的に変わったという認識の有無
- (3) 本法律案で目的規定を改正しない理由
- (4) 内閣提出の本法律案は原発推進の法律であることの確認
- (5) 原発の廃炉に伴う使用済燃料や放射性廃棄物の処分等の諸課題に対する対応
- (6) 各都道府県における原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の決定時期
- (7) (6)の振興計画に基づく財政支援の見直しの必要性
- (8) 原発立地地域特措法第7条、第8条及び第10条による財政支援の法施行から2019年度までの各総額
- (9) (8)の年度別・自治体別の額が不明で事業を検証できないため、法案審議の前提を欠くとの考えに対する見解
- (10) 原発立地地域特措法に基づく支援事業について、使途の詳細が明らかにされない仕組みが原発マネー還流の温床になることへの懸念

#### 足立康史君（維新）

- (1) 福島原発事故に係る処理水の海洋放出について福島沿岸だけで対応可能かも含めて議論を行う必要性
- (2) 細野元環境大臣の「除染廃棄物の30年後の県外処分は現実的ではない」との発言について環境省として確認を行った事実の有無
- (3) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則に基づく見直し
  - ア 同法等の抜本の見直しについての議論を行っているかの確認

- イ 国民負担の最小化の観点から同法に基づく必要な措置についての検討を行っているかの確認
- ウ 原子力政策における国の責任の在り方等の検討を中心となって行っている省庁の確認

**岸本周平君（国民）**

- (1) 本法律案を議員提出ではなく内閣提出とした理由
- (2) 原発立地地域特措法に基づく支援実績等も踏まえ原子力政策の所管や法体系を見直す必要性
- (3) 「地域の防災」と「地域の振興」について分けて考え法体系を再構築する必要性
- (4) 原子力発電施設等立地地域の指定
  - ア 原発立地地域特措法第3条第1項第1号の「市町村の区域が隣接すること等」の基準
  - イ 関西電力高浜原子力発電所に隣接する京都府舞鶴市が指定される可能性
  - ウ 京都府が申請していないことを踏まえ同制度が魅力的な制度ではないことの確認
  - エ 同制度を活用する地方自治体が増えるよう運用上工夫を行う必要性